

## 職員の配偶者同行休業に関する条例(例)

### (目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の六第一項、第二項、第七項及び第十一項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)をすることを承認することができる。

### (配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、●年とする。

### (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六カ月以上にわたり継続すること

が見込まれるものに限る。第七条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を經營することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員  
の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認  
める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業を  
しようとする期間が第三条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日

を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者帯同休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により就業しなくなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なけ

ればならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合

## 2 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

- 一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事

委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇号）第△条第△項〔注1〕及び第〇条第〇項〔注2〕の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第△条第△項〔注1〕に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第〇条第〇項〔注2〕の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第二項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

注1：職員の退職手当に関する条例（案）（昭和二十八年九月十日付け自内行発第四十九号。以下「退職手当条例（案）」という。）第六条の四第一項に相当する規定

注2：退職手当条例（案）第七条第四項に相当する規定

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成●●年●●月●●日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(例)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第十条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

(〇〇県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例例の一部改正)

第三条 〇〇県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(例)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況